

消費者基本計画・新旧対照表

| 変更前（平成25年度） | 変更後（平成26年度） |
|---|--|
| <p>第1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～</p> <p>（略）</p> <p>第2 消費者政策の基本的方向</p> <p>消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。</p> <p>また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。</p> <p>政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題を、以下のとおり取りまとめました。</p> <p>なお、平成23年3月の東日本大震災への対応については、分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。</p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</p> <p><u>（1）～（5）</u> （略）</p> <p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p><u>（1）～（3）</u> （略）</p> | <p>第1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～</p> <p>（略）</p> <p>第2 消費者政策の基本的方向</p> <p>消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。</p> <p>また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。</p> <p>政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題を、以下のとおり取りまとめました。</p> <p>なお、平成23年3月の東日本大震災への対応については、<u>東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）による風評被害の防止のために</u>分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。</p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</p> <p><u>（1）～（5）</u> （略）</p> <p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p><u>（1）～（3）</u> （略）</p> |

(4) 行政組織体制の充実・強化

政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。

消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。また、消費者行政に係るデータの整備を進めます。

消費者委員会については、様々な消費者問題に関し、消費者の意見を踏まえた透明性の高い調査審議を通じて積極的に建議等を行い、消費者行政が直面する諸課題に適切に対処するための方策を示すことが重要です。消費者庁と消費者委員会が連携・協力し、それぞれの役割を最大限に発揮できるよう、取り組みます。

国民生活センターについては、平成25年度においては独立行政法人として活動する一方で、平成26年度以降については、国民生活センターの機能をさらに充実・強化させていくとの方針のもと、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず、引き続き検討します。

現在、「消費者行政の体制整備のための意見交換会」において、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じます。

3 経済社会の発展への対応

(1) ～ (3) (略)

第3 重点施策の推進

(4) 行政組織体制の充実・強化

政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。

消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。また、消費者行政に係るデータの整備を進めます。

さらに、平成26年度には、消費者庁が創設5年目を迎えたことを踏まえ、創設時の理念に立ち返り、真に消費者目線に立った行政機能の強化を図るとともに、消費者行政を国民に身近なものとするため、組織の整備・運用に係る課題を洗い出し、消費者行政のレビューを実施します。

消費者委員会については、様々な消費者問題に関し、消費者の意見を踏まえた透明性の高い調査審議を通じて積極的に建議等を行い、消費者行政が直面する諸課題に適切に対処するための方策を示すことが重要です。消費者庁と消費者委員会が連携・協力し、それぞれの役割を最大限に発揮できるよう、取り組みます。

国民生活センターについては、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第67号）において、独立行政法人の新たな類型の一つである「中期目標管理法人」（公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるものを国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人）とすることとされました。国民生活センターは、消費者行政における中核的な実施機関であり、①消費者行政の司令塔機能の発揮、②地方消費者行政の推進、③消費者への注意喚起のいずれにとっても必要不可欠な存在であり、その機能の充実・強化に努めてまいります。

3 経済社会の発展への対応

(1) ～ (3) (略)

第3 重点施策の推進

消費者庁及び消費者委員会の発足後、3年半が経過しました。新しい体制の下では、消費者事故等に関する情報が消費者庁に一元的に集約され、消費者被害の再発・拡大防止のため、注意喚起、関係機関との情報共有、連携等による様々な取組に加え、厳正な法執行を行っています。

いわゆる「押し買い」を規制するために特定商取引法が改正され、財産被害に係るすき間事案への行政措置を導入するために消費者安全法が改正され、悪質商法、偽装表示等を行う事業者に対する法執行体制の強化が図られるとともに、同じく消費者安全法の改正により、生命・身体被害に係る消費者事故等の原因を究明する消費者安全調査委員会が新たに設置されました。

また、消費者教育の推進に関する法律が制定され、「消費者市民社会」という言葉が初めて法律で定義付けられました。同法に基づき、消費者教育を総合的・一体的に推進していきます。

消費者委員会からは11件の建議、10件の提言等が出されており、リコール情報等の周知徹底に向けた対応策など、建議等を踏まえ関係行政機関での検討を進めます。

以上のような取組を進める中で、全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は、若干の減少傾向にはあるものの、年間約90万件という高水準で推移しています。中でも、高齢者の消費者トラブルは、訪問販売や電話勧誘による儲け話に関するものが多く、年々増加しています。

生命・身体に係る消費者事故等のうち、死亡事故のような重大事故等についても、消費者庁へ通知された消費者事故等の件数が年間千件を超える高水準で横ばい傾向となっています。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故による被災地域の風評被害の発生や、東京電力をはじめとする電力会社の値上げなど、消費者政策に係る新たな課題も発生しています。

このように、消費者問題をめぐっては、様々な課題が残されています。消費者庁及び消費者委員会の発足後3年半が経過したことを踏まえ、創設時の理念に立ち返って、消費者基本計画におけるこれまでの取組を総括的に検証・評価し、平成26年度末までの計画期間中に重点的に取り組むべき施策を示しました。

①～③ (略)

第4 「消費者基本計画」の検証・評価・監視

消費者庁及び消費者委員会の発足後、新しい体制の下では、消費者事故等に関する情報が消費者庁に一元的に集約され、消費者被害の再発・拡大防止のため、注意喚起、関係機関との情報共有、連携等による様々な取組に加え、厳正な法執行を行っています。

いわゆる「押し買い」を規制するために特定商取引法が改正され、財産被害に係るすき間事案への行政措置を導入するために消費者安全法が改正され、悪質商法、偽装表示等を行う事業者に対する法執行体制の強化が図られるとともに、同じく消費者安全法の改正により、生命・身体被害に係る消費者事故等の原因を究明する消費者安全調査委員会が新たに設置されました。

また、消費者教育の推進に関する法律が制定され、「消費者市民社会」という言葉が初めて法律で定義付けられました。同法に基づき、消費者教育を総合的・一体的に推進していきます。

さらに、食品表示を一元化するための食品表示法が制定されるとともに、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）により、消費者の被害救済のための制度の整備が進められています。

消費者委員会からの建議等を踏まえ、リコール情報等の周知徹底に向けた対応策など、関係行政機関での検討を進めます。

以上のような取組を進める中で、全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は、若干の減少傾向にはあるものの、年間約90万件という高水準で推移しています。中でも、高齢者の消費者トラブルは、訪問販売や電話勧誘による儲け話に関するものが多く、年々増加しています。

生命・身体に係る消費者事故等のうち、死亡事故のような重大事故等についても、消費者庁へ通知された消費者事故等の件数が年間千件を超える高水準で横ばい傾向となっています。

東日本大震災に伴う福島第一原発事故による被災地域の風評被害の発生や、東京電力をはじめとする電力会社の値上げなど、消費者政策に係る新たな課題も発生しています。

このような消費者問題をめぐる様々な課題について、平成26年度末までの計画期間中に重点的に取り組むべき施策を示しました。

①～③ (略)

第4 「消費者基本計画」の検証・評価・監視

(略)

重点施策

① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」

(略)

1. リコール情報の周知強化等（施策番号：7、8関係）【消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】

リコール後も事故が起きている製品の定期的な再公表や消費者庁リコール情報サイトの普及等により、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やします。また、消費者庁リコール情報サイトに一元的に収集された情報を活用し、関係省庁等と連携し、多様な情報伝達手段を用いて、各種リコール情報が消費者に行き届くようきめ細かな情報発信を行うとともに、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について、消費者に対する教育・啓発等を行います。また、リコールについての消費者団体の協力の在り方について検討します。

自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、（独）交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|---|-------|----|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 製品安全に関する情報の周知徹底 消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 リコール情報の定期的な再公表 | <ul style="list-style-type: none"> 製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの<u>普及</u>、<u>リコール情報の再公表を行いつつ、更なる取組を推進</u> | | |

(略)

重点施策

① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」

(略)

1. リコール情報の周知強化等（施策番号：7、8関係）【消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】

リコール後も事故が起きている製品の効果的な公表や消費者庁リコール情報サイトの普及等により、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やします。また、消費者庁リコール情報サイトに一元的に収集された情報を活用し、関係省庁等と連携し、多様な情報伝達手段を用いて、各種リコール情報が消費者に行き届くようきめ細かな情報発信を行うとともに、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について、消費者に対する教育・啓発等を行います。また、リコールについての消費者団体の協力の在り方について検討します。

自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、（独）交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|---|------------------------|----|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 製品安全に関する情報の周知徹底 消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 リコール情報の定期的な再公表 | <ul style="list-style-type: none"> <u>引き続き、販売事業者等との協力体制を拡大し、リコール情報の提供を強化</u> 製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの<u>更なる強化</u>、<u>リコール情報の効果的な公表</u>、<u>消費者に対する教育・啓発等の取組を推進</u> | 消費者庁 経済産業省 関係省庁等 | |

| | | | | |
|---|--|--------------------------------|-------|--|
| | ・リコールについての消費者教育の推進 | | | |
| ② | ・自動車メーカー等のリコール業務について、技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導 | ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務について、確認・指導 | 国土交通省 | |

2. 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等（施策番号：21、21-2関係）【消費者庁、食品安全委員会、外務省、厚生労働省、農林水産省、復興庁】

（略）

3. 消費者契約法（施策番号：42関係）【消費者庁、法務省】

（略）

4. 公共料金等（施策番号：67-2関係）【消費者庁、消費者委員会、各公共料等所管省庁】

（略）

5. 食品表示法（施策番号：69・73関係）【消費者庁】

（略）

6. いわゆる健康食品の表示等（施策番号：76、76-2、77関係）【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

消費者が正しい情報に基づき適切にいわゆる健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、いわゆる健康食品に関する表示・広告の適正化に向けた取組の強化、安全性に関する取組の推進、機能性の表示に関する検討、及び特性等に関する消費者理解の促進等を図ります。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|-----------------------------------|---|-------|----|
| ① | ・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築 | ・食品表示に関する一元的な法執行の推進 ・「 <u>留意事項（法解釈の指針）</u> 」の周知徹底に | 消費者庁 | |

| | | | | |
|---|--|--------------------------------|-------|--|
| | ・リコールについての消費者教育の推進 | | | |
| ② | ・自動車メーカー等のリコール業務について、技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導 | ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務について、確認・指導 | 国土交通省 | |

2. 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等（施策番号：21、21-2関係）【消費者庁、食品安全委員会、外務省、厚生労働省、農林水産省、復興庁】

（略）

3. 消費者契約法（施策番号：42関係）【消費者庁、法務省】

（略）

4. 公共料金等（施策番号：67-2関係）【消費者庁、消費者委員会、各公共料等所管省庁】

（略）

5. 食品表示法（施策番号：69・73関係）【消費者庁】

（略）

6. いわゆる健康食品の表示等（施策番号：76、76-2、77関係）【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

消費者が正しい情報に基づき適切にいわゆる健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、いわゆる健康食品に関する表示・広告の適正化に向けた取組の強化、安全性に関する取組の推進、機能性の表示に関する検討、及び特性等に関する消費者理解の促進等を図ります。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|-----------------------------------|--|-------|----|
| ① | ・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築 | ・食品表示に関する一元的な法執行の推進 ・「 <u>いわゆる健康食品に関する景品表示法及び</u> | 消費者庁 | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|--|------------------------|--|--|---|--|------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ | <u>よるいわゆる健康食品の表示・広告の適正化</u> | | | | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ | <u>健康増進法上の留意事項について</u> （平成25年12月）の周知徹底 | | |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> 栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討 | <ul style="list-style-type: none"> 検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し | 消費者庁 | | | <ul style="list-style-type: none"> 栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討 | <ul style="list-style-type: none"> 検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し | 消費者庁 | |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 消費者への啓発を引き続き実施 | 消費者庁 | | | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き消費者の正しい理解のため<u>保健機能食品を含むいわゆる健康食品の特性や適切な利用方法などの情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進</u>・消費者への啓発を引き続き実施 | 消費者庁 | |
| ④ | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究 健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施 | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究結果の取りまとめ 健康被害防止に関し、<u>必要に応じ、所要の措置の実施</u> いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施 | 厚生労働省 | | | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究 健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施 | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究結果の取りまとめ 健康被害防止に関し、<u>医師・薬剤師等による診療調剤時の医療品と健康食品の相互作用等について患者への情報提供の促進、事業者による病態や使用薬剤に対するいわゆる健康食品の関与成分の影響に関する情報提供の促進など所要の措置の実施</u> いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施 | 厚生労働省 消費者庁 | |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し | 消費者庁 厚生労働省 農林水産省 | | | <ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠 | <ul style="list-style-type: none"> <u>いわゆる健康食品の機能性表示の在り方について、既存の制度との関係整理、適切な科学</u> | 消費者庁 厚生労働省 農林水産省 | |

のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討

のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討

的手法による機能性の評価、正しい情報提供、十分な消費者理解の確保の観点等を踏まえて検討
 ・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し

7. 消費者教育（施策番号：87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98関係）
【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえて策定する消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。

7. 消費者教育（施策番号：87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98関係）
【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえた消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|---|------------------------|----|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援 | <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進 | 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 | |

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|---|------------------------|----|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援 | <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育推進会議で明確化された課題ごとの優先度やスケジュールに基づく具体的な検討を更に推進 地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育が消費者行政担当部局と教育担当部局等の連携・協働により実効的に行われるよう、連携して働きかけ | 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 | |

8. 消費者被害救済制度（施策番号：110、127、128関係）
【消費者庁、法務省】

① 国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（以下「消費者裁判手続特例法案」という。）に

8. 消費者裁判手続特例法の施行準備（施策番号：110、127、128関係）
【消費者庁】

消費者裁判手続特例法について、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等について附則に基づく検討を行うなど円滑な施行に向けた必要な準

ついて、成立後円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。

② ①の集団的消費者被害回復に係る訴訟制度も踏まえ、消費者被害の救済のために必要な行政手法（「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」）について、検討を進めます。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|--|-------------|----|
| ① | 消費者裁判手続特例法案成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 | 消費者裁判手続特例法案成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 | 消費者庁 | |
| ② | ・消費者の財産被害に係る行政手法研究会で取りまとめた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討 | ・研究会で取りまとめた報告書を踏まえ、消費者被害の防止・救済のための具体的な行政手法の更なる検討 | 消費者庁 法務省 | |

9. 食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応（施策番号：175関係）【消費者庁、関係省庁等】

（略）

② 消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」

（略）

10. 地方消費者行政（施策番号：121・122関係）【消費者庁、関係省庁等】

「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を実施し、地方消費者行政活性化基金の活用等により、引き続き、地方消費者行政の充実・強化を図り、消費者被害の減少に向けて取り組みます。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|-----------------------|-----------------------|---------------|----|
| ① | ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、 | ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確 | 消費者庁 関係省庁等 | |

備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|---|-------|----|
| ① | 消費者裁判手続特例法案成立後、 ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 | ・円滑な施行に向けた必要な準備（「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の開催等） ・制度の周知・広報 | 消費者庁 | |

9. 食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応（施策番号：175関係）【消費者庁、関係省庁等】

（略）

② 消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」

（略）

10. 地方消費者行政（施策番号：121・122関係）【消費者庁、関係省庁等】

① 「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を実施し、地方消費者行政活性化基金の活用等により、引き続き、地方消費者行政の充実・強化を図り、消費者被害の減少に向けて取り組みます。

② 第186回国会で成立した不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（以下「景品表示法等改正等法」という。）に基づく消費者安全法の改正について、円滑な施行に向けて必要な準備を行います。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|-----------------------|-----------------------|---------------|----|
| ① | ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、 | ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確 | 消費者庁 関係省庁等 | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持 ・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施）等により、基金等の効果を分析・検証・評価 ・平成26年度以降の財源の確保に向けた検討 | 保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持 ・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 | | |
|--|---|--|--|

| | | | |
|--|---|--|------|
| 執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持 ・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施）等により、基金等の効果を分析・検証・評価 ・平成26年度以降の財源の確保に向けた検討 | 保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持 ・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 | | |
| ② | ＝ | ・改正消費者安全法の施行に向けて、地方公共団体を始めとする関係者へ法律の概要等の情報周知 | 消費者庁 |

11. 消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備（施策番号：122-2関係）【消費者庁、総務省、関係省庁等】

消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|--|---|----------------------|----|
| ① | ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き | ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・ <u>相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き</u> 検討 | 消費者庁 総務省 関係省庁等 | |

11. 消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備（施策番号：122-2関係）【消費者庁、総務省、関係省庁等】

消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。また、景品表示法等改正等法に基づく消費者安全法の改正について、円滑な施行に向けて必要な準備を行います。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|--|---|----------------------|----|
| ① | ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き | ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・ <u>改正消費者安全法の施行に向けて、地方公共団体を始めとする関係者へ法律の概要等の情報周知</u> | 消費者庁 総務省 関係省庁等 | |

12. P I O - N E T の刷新 (施策番号: 1 関係) 【消費者庁】

(略)

③ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」

(略)

13. 消費者安全行政 (施策番号: 4、12、13-2、13-2-2、13-2-3関係) 【消費者庁、関係省庁等】

(略)

14. エステ・美容医療サービス (施策番号: 39、39-2、39-3、153-3関係) 【厚生労働省】

- ① 美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。
- ② まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、必要な措置を講じます。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|---|-------|----|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化のための措置の実施 ・平成25年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける事前説明の内容（消費者取引に関する内容を含む）やその方法を具体的に示した指針の策定 | 厚生労働省 | |

12. P I O - N E T の刷新 (施策番号: 1 関係) 【消費者庁】

(略)

③ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」

(略)

13. 消費者安全行政 (施策番号: 4、12、13-2、13-2-2、13-2-3関係) 【消費者庁、関係省庁等】

(略)

14. エステ・美容医療サービス (施策番号: 39、39-2、39-2-2、39-3、153-3、153-3-2関係) 【厚生労働省】

- ① 美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。
- ② まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、必要な措置を講じます。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|--|-------|----|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその | <ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化に向けて平成25年度に改正した医療広告ガイドラインの周知徹底及び遵守状況の把握 ・平成25年度に策定した美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等についての指針の周知徹底及び遵守状況の把握 | 厚生労働省 | |

| | | | |
|--|-------------------------|-------|--|
| 同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の検討 | | | |
| ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及び検討を踏まえた措置の実施 | ・平成25年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 | 厚生労働省 | |

| | | | |
|--|-------------------------|-------|--|
| 同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の検討 | | | |
| ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及び検討を踏まえた措置の実施 | ・平成25年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 | 厚生労働省 | |

15. 特定商取引法（施策番号：41、41-2、44-2、61関係）【消費者庁、警察庁、経済産業省、関係省庁等】

新たに規制の対象に置かれた訪問購入取引も含め、特定商取引法の厳正な執行に努めるとともに、改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、消費者被害の発生状況を把握し、特定商取引法の規定の施行状況について検討を行います。

15. 特定商取引法（施策番号：41、41-2、44-2、61関係）【消費者庁、警察庁、経済産業省、関係省庁等】

特定商取引法の厳正な執行に努めるとともに、附則(※)の規定も踏まえつつ、消費者被害の発生状況を把握し、特定商取引法の規定の施行状況について検討を行います。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|--|---|-------------------------------|----|
| ① | ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証 | ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、特定商取引法の規定の施行状況の検討 | 消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等 | |

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|--|---|-------------------------------|----|
| ① | ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証 | ・特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証及び特定商取引法の規定の施行状況の検討 | 消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等 | |

※ 平成20年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成21年12月1日）後5年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

※ 平成24年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成25年2月21日）後3年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

※ 平成20年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成21年12月1日）後5年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

※ 平成24年改正附則「政府は、(略)この法律の施行（注：平成25年2月21日）後3年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

16. 詐欺的投資勧誘等（施策番号：41、48、49、51、60、60-2、60-3、62、64、66、153-2関係）【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等】

16. 詐欺的投資勧誘等（施策番号：41、43、48、49、51、60、60-2、60-3、60-4、62、64、66、153-2関係）【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等】

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|---|-------------------------------------|----|
| ① | ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 | ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 | 消費者庁 警察庁 金融庁 | |
| ② | ・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 | ・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 | 警察庁 金融庁 総務省 経済産業省 関係省庁等 | |
| ③ | ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 | ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 | 消費者庁 金融庁 関係省庁等 | |
| ④ | ・消費者・行政一体となった押売り・押買い等排除のモデル事業の実施 | ・25年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応 | 消費者庁 関係省庁等 | |
| ⑤ | ・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発 ^(注) | | 消費者庁 関係省庁等 | |
| ⑥ | ・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 | ・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 | 消費者庁 関係省庁等 | |
| ⑦ | ・医療機関債発行等のガイドラインの改定 | | 厚生労働省 | |

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|--|--|----|
| ① | ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 | ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 | 消費者庁 警察庁 金融庁 | |
| ② | ・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 | ・犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化、 <u>金融機関、宅配便事業者、携帯電話事業者等への適切な注意喚起等</u> による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 | 警察庁 金融庁 総務省 法務省 経済産業省 関係省庁等 | |
| ③ | ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 | ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 | 消費者庁 金融庁 関係省庁等 | |
| ④ | ・消費者・行政一体となった押売り・押買い等排除のモデル事業の実施 | ・25年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応 | 消費者庁 関係省庁等 | |
| ⑤ | ・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発 ^(注) | | 消費者庁 関係省庁等 | |
| ⑥ | ・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 | ・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 | 消費者庁 関係省庁等 | |
| ⑦ | ・医療機関債発行等のガイドラインの改定 | | 厚生労働省 | |

注：“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレントなどのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払を続けさせるサイトを指す。

注：“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレントなどのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払を続けさせるサイトを指す。

17. 有料老人ホーム（施策番号：58、58-2関係）【厚生労働省】

17. 有料老人ホーム（施策番号：58、58-2関係）【厚生労働省】

(略)

18. 電気通信事業における販売勧誘方法の改善（施策番号：160、161、164関係）【総務省】

代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守の徹底を図るとともに、必要に応じ、制度的な対応も含め、所要の措置を検討し、実施します。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|--|-------|----|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 自主基準等の遵守の促進と状況把握 制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施 | <ul style="list-style-type: none"> 消費者トラブルの状況及び平成25年度の取組状況等を踏まえ、制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施 | 総務省 | |

(新規)

(略)

18. 電気通信事業における販売勧誘方法の改善（施策番号：160、161、164関係）【総務省】

代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守の徹底を図るとともに、必要に応じ、制度的な対応も含め、所要の措置を検討し、実施します。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|--|-------|----|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 自主基準等の遵守の促進と状況把握 制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施 | <ul style="list-style-type: none"> 消費者トラブルの状況、平成25年度の取組状況、ICTサービス安心・安全研究会における検討等を踏まえ、電気通信事業法に基づく制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施 | 総務省 | |

19. 景品表示法に基づく表示の適正化（施策番号：80、103、110、124関係）【消費者庁、関係省庁等】

- ① 景品表示法等改正等法に基づく景品表示法改正の円滑な施行に向けて必要な準備を行うなど、景品表示法に基づき表示の適正化を図ります。
- ② 景品表示法への課徴金制度の導入に向けて、消費者委員会の答申を踏まえ、事業者の経済活動を委縮させることがないように配慮しつつ、不当表示を実効的に抑止する観点から、対象行為（不実証広告規制に係る表示の取扱いを含む。）や主観的要素の在り方などの賦課要件や算定方法等について制度設計を行います。その際、消費者の被害回復の観点も含めて検討することとし、速やかに法案を国会に提出します。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 担当省庁等 | 備考 |
|---|---|---|---------------|----|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、事業者の予見可能性を高めること等を目的とする「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案を策定・公表 農林水産省の食品表示 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案を始めとする景品表示法の普及・啓発 引き続き、併任された食品表示Gメンによる監視業務を実施 改正景品表示法の施行に | 消費者庁 関係省庁等 | |

| | | | | |
|---|---|---|------|--|
| | Gメン等に対し、一定期間、消費者庁の職員として一時的に併任発令することにより、景品表示法に基づくレストラン、百貨店等への監視業務を実施 | 向けて、 ・事業者の表示等に関するコンプライアンス強化に向けた指針の策定 ・法施行に必要な政令の整備 ・国による執行態勢の強化のため、消費者庁及び権限委任を受けた省庁等との連携による厳正な景品表示法の執行 | | |
| ② | 二 | ・景品表示法への課徴金制度の導入に向けて制度設計を行い、速やかに法案を国会に提出 | 消費者庁 | |

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|---|-------|---|
| 1 | ① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。 ② PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。 ③ 「国の行政機関等におけるPIO-NET情報の利用指針」での考え方を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にPIO-NETのためのアカウントを発行 | 消費者庁 | ①実施済み。 ②一部実施済み ^(注1-1) 引き続き、刷新を進めます。 ③一部実施済み ^(注1-2) 引き続きアカウント発行を実施します。 |

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|--|-------|---|
| 1 | ① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。 ② PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。 ③ 国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備 | 消費者庁 | ①実施済み。 ②最適化計画策定等の作業を進めます。 ③一部実施済み。引き続き追加配備を実施します。 |

| | | | |
|----------|---|--------------------------------|--|
| 2 | (略) | | |
| 3 | 消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。 | 消費者庁 関係省庁等 | 緊急時に速やかに対応します。 |
| 4 ～10 | (略) | | |
| 11 | 化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図ります。 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 関係省庁等 | 一部実施済み ^(注11) 。引き続き、関係省庁等において、分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図る等、継続的に実施します。 |

^(注11) GHSに基づく化学物質等安全データシート(MSDS)(JLS-Z7250)及びラベル表示(JLS-Z7251)に係る二つのJLSを統合するとともに、最新のGHSと整合させ、平成23年度末に新たなJLS(JLS-Z7253)として公示。

イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------------|---|----------------|---|
| 12 ～ 13-2 -3 | (略) | | |
| 13-3 | 医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。 | 厚生労働省 関係省庁等 | 平成25年5月に、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」において制度の基本的なあり方についてとりまとめを行いました。今後、できるだけ早期に制度を |

| | | | |
|----------|--|--------------------------------|--|
| 2 | (略) | | |
| 3 | 消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。 緊急事態が生じた場合に備え、平時より緊急時対応訓練を実施します。 上記の取組に当たっては、先般の冷凍食品への薬物購入事案の教訓を踏まえて対応します。 | 消費者庁 関係省庁等 | 緊急時に速やかに対応します。 緊急時対応訓練については、原則として毎年度実施します。 |
| 4 ～10 | (略) | | |
| 11 | 化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図ります。 | 厚生労働省 経済産業省 環境省 関係省庁等 | 一部実施済み ^(注11) 。引き続き、関係省庁等において、分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図る等、継続的に実施します。 |

^(注11) 経済産業省はGHS分類ガイダンス、GHS混合物分類判定システム等の各種ツールを作成、公表しています。経済産業省と厚生労働省は、GHSに基づく情報伝達方法に係るJLS(JLS-Z7253)を制定。また、GHS分類に関するJLS(JLS-Z7252)を改訂し、平成26年3月25日に公示。

イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------------|---|----------------|--|
| 12 ～ 13-2 -3 | (略) | | |
| 13-3 | 医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。 | 厚生労働省 関係省庁等 | 実施済み (「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を平成26年2月に国会に提出) |

| | | | |
|-----------|--|------|--------------------------|
| | | | 開始できるよう法制化の作業などの準備を進めます。 |
| 13-4 | 食品等による窒息事故の再発防止に向けて、 <u>食品の物性・形状面での安全性の確保のために必要な措置を講じます。</u> | 消費者庁 | 継続的に実施します。 |
| 14 ～19 | (略) | | |

ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------|--|---------------|------------|
| 20 ～25 | (略) | | |
| 21-2 | 食品と放射能に関する消費者理解の増進を推進します。 消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、 <u>放射能に関する消費者の意識調査や生産者を含めた事業者からのヒアリング等により、食品の風評被害の実態を把握し、その結果を踏まえ、</u> 消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払拭を図ります。 | 消費者庁 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |
| 22 ～25 | (略) | | |
| 26 | 食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP ^(注26-1) の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 ^(注26-2) 」に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備について、長期低利融資により支援します。 また、引き続き低コスト導入手法の構築や現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のHACCPへの理解促進の取組等を支援します。 | 農林水産省 | 継続的に実施します。 |

^(注26-1) HACCPとは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析(危害要因の分析: Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点: Critical Control Point)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。

^(注26-2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者がHACCPを導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。平成25年6月21日施行の一部改正により、同法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、長期低利融資の対象として、従来のHACCP導入に加え、その前段階の衛生・品質

| | | | |
|-----------|---|------|------------|
| | | | |
| 13-4 | 食品等による窒息事故の再発防止に向けて、安全性の確保のために必要な措置を講じます。 | 消費者庁 | 継続的に実施します。 |
| 14 ～19 | (略) | | |

ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------|--|---------------|------------|
| 20 ～25 | (略) | | |
| 21-2 | 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進を推進します。 消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、 <u>消費者意識調査等を踏まえながら、地方公共団体等と連携し、</u> 消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の防止を図ります。 | 消費者庁 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |
| 20 ～25 | (略) | | |
| 26 | 食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP ^(注26-1) の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 ^(注26-2) 」に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備について、長期低利融資により支援します。 また、引き続き低コスト導入手法の構築や現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のHACCPへの理解促進の取組等を支援します。 | 農林水産省 | 継続的に実施します。 |

^(注26-1) HACCPとは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析(危害要因の分析: Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点: Critical Control Point)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。

^(注26-2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者がHACCPを導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。平成25年6月21日施行の一部改正により、同法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、長期低利融資の対象として、従来のHACCP導入に加え、その前段階の衛生・品質

管理の基礎となる施設や体制の整備のみに取り組む場合が追加された。

| | | | |
|----|--|-------|------------|
| 27 | 食品のリコール社告について、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(J I S S 0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、社告を出す際の参考とするよう周知します。 | 農林水産省 | 継続的に実施します。 |
|----|--|-------|------------|

| | | | |
|-----------|-----|--|--|
| 28 ~34 | (略) | | |
|-----------|-----|--|--|

エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------|--|-------|---|
| 35 ~39 | (略) | | |
| 39-2 | 美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。また、患者に対する事前説明(消費者取引を含む。以下同じ。)及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。 | 厚生労働省 | 前段について、引き続き実施します。 後段について、平成25年度から検討し、26年度に策定します。 |
| 新規 | | | |
| 39-3 | まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。 | 厚生労働省 | 平成25年度中に結論を得て、措置を講じます。 |

水準の確保や消費者の信頼確保のための施設や体制の整備のみに取り組む場合が追加された。

| | | | |
|----|--|-------|-------------------------------------|
| 27 | 食品のリコール社告について、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(J I S S 0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、社告を出す際の参考とするよう周知します。 | 農林水産省 | 一部実施済み(注27) 記載例の周知は継続的に 行います。 |
|----|--|-------|-------------------------------------|

(注27) 「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(J I S S 0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、平成25年4月5日に農林水産省ホームページに掲載するとともに食品事業者団体に対して周知した。

| | | | |
|-----------|-----|--|--|
| 28 ~34 | (略) | | |
|-----------|-----|--|--|

エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------------|--|-------|--|
| 35 ~39 | (略) | | |
| 39-2 | 美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。また、患者に対する事前説明(消費者取引を含む。以下同じ。)及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。 | 厚生労働省 | 実施済み。 (事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針として、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(厚生労働省医政局長通知医政発0927第1号)を平成25年9月27日付けで発出したため) |
| 39-2 -2 | 事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針である「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長通知医政発0927第1号)を周知徹底するとともに、遵守状況を把握します。 | 厚生労働省 | 平成26年度に実施します。 |
| 39-3 | まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。 | 厚生労働省 | 一部実施済み(注39-3) 引き続き実施します。 |

(注39-3) 平成25年6月に教育プログラムを作成するとともに、消費者への健康被害のリスク等に関する情報提供等の取組の徹底について通知(平成25年6月28日付け「まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について」)を発出した。

| | | | |
|-----|---|-------------------|---------------------|
| 40 | (略) | | |
| 172 | (略) | | |
| 173 | 小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討します。 | 総務省（消防庁） 厚生労働省 | <u>引き続き検討を行います。</u> |

| | | | |
|-----|---|-------------------|--|
| 40 | (略) | | |
| 172 | (略) | | |
| 173 | 小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討します。 | 総務省（消防庁） 厚生労働省 | <u>実施済み</u> <u>（小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえた検討の結果、平成25年12月27日に消防法施行令及び消防法施行規則を改正したため。）</u> |

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-------------|---|-------|--|
| 41～ 41-2 | (略) | | |
| 41-3 | 特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。 | 消費者庁 | <u>一部実施済み</u> （注41-3） <u>引き続き、所要の改正を進めます。</u> |

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-------------|---|-------|--|
| 41～ 41-2 | (略) | | |
| 41-3 | 特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。 | 消費者庁 | <u>実施済み</u> <u>（特定商品等の預託等取引契約に関する法律の政省令を改正し、施行されたため。）</u> |

（注41-3） 特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令等で速やかに対応可能なものについて検討し、所要の改正作業を実施したため。

| | | | |
|-----------------|--|-------|------------|
| 42 ～ 44-2 | (略) | | |
| 45 | 改正割賦販売法（注45）を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する消費者トラブルについても、健全なクレジット取引の推進のため、適切な対応を進めます。 | 経済産業省 | 継続的に実施します。 |

| | | | |
|-----------------|--|-------|------------|
| 42 ～ 44-2 | (略) | | |
| 45 | 改正割賦販売法（注45）を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する消費者トラブルについても、健全なクレジット取引の推進のため、 <u>法令改正の必要性の検討も含め適切に対応を進めます。</u> | 経済産業省 | 継続的に実施します。 |

（注45） 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成20年6月18日改正割賦販売法公布、平成22年12月17日完全施行）。また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」を策定（平成24年10月17日施行）。

（注45） 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成20年6月18日改正割賦販売法公布、平成22年12月17日完全施行）。また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」を策定（平成24年10月17日施行）。

| | | | |
|-----------|--|-------|---|
| 46 ～54 | (略) | | |
| 新規 | | | |
| 55 | (略) | | |
| 56 | リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種別ごとにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の交付を促進するための方策を検討します。 | 国土交通省 | 前段については、継続的に実施します。後段については、平成25年度に検討を行います。 |

| | | | |
|-----------|--|--------------------|--|
| 57 ～59 | (略) | | |
| 60 | 未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャンネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。 | 消費者庁 警察庁 金融庁 | 一部実施済み ^(注60) 。継続的に実施・引き続き検討します。 |

^(注60) ①金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合にその売買契約を原則として無効とするルールの創設等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行（罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月施

| | | | |
|-----------|--|-------|--|
| 46 ～54 | (略) | | |
| 54-2 | 民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」のホームページ掲載等を行い、周知を図るとともに、賃貸住宅の入退去に係る留意点をインターネットテレビにより注意喚起を行います。 | 国土交通省 | 継続的に実施します。 |
| 55 | (略) | | |
| 56 | リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種別ごとにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の交付を促進するための方策を検討します。 | 国土交通省 | 前段については、継続的に実施します。後段については、一部実施済み ^(注56) であり、引き続き検討します。 |

^(注56) 見積書の交付を促進し、リフォーム工事等において見積書が手元にないことによる契約後のトラブルを防止するため、建設業者が注文者から求められた場合の見積書の「提示義務」を「交付義務」とすること等を内容とする「建設業法等の一部を改正する法律」が平成26年5月29日に成立。

| | | | |
|-----------|--|-----------------------------|--|
| 57 ～59 | (略) | | |
| 60 | 未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャンネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。 | 消費者庁 警察庁 金融庁 厚生労働省 | 一部実施済み ^(注60) 。継続的に実施・引き続き検討します。 |

^(注60) ①金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合にその売買契約を原則として無効とするルールの創設等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行（罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月施

行)。②適格機関投資家等特例業務に係る問題に対応すべく法令改正及び監督指針改正を実施（平成24年4月施行）。

| | | | |
|-------------------|---|------------------------------|--|
| 60-2 ～ 60-3 | (略) | | |
| 新規 | | | |
| 61 | (略) | | |
| 62 | 無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への <u>差止命令</u> の申立てに係る調査権限等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。 | 金融庁 | 引き続き実施します。 |
| 63 ～67 | (略) | | |
| 67-2 | 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。 ① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ ② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 ③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施 | 消費者庁 消費者委員会 各協良料金等所管省庁 | 一部実施済み ^(注67-2) 。 引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。 |

^(注67-2) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組みの方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会（座長：古城 誠 上智大学法学部長）による各省庁ヒアリングを実施したため。

行)。②適格機関投資家等特例業務に係る問題に対応すべく法令改正及び監督指針改正を実施（平成24年4月施行）。③消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法の改正を実施（平成25年4月施行）。④問題となったファンド業者（第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）の事案も踏まえ、金融商品取引法施行令の改正を行い、ファンド業者が契約の締結等に当たって虚偽告知を行った場合を、犯則調査の対象に追加（平成26年1月24日公布・同月27日施行）。

| | | | |
|-------------|---|------------------------------|--|
| 60-2 ～61 | (略) | | |
| 60-4 | 適格機関投資家等特例業務及び投資型クラウドファンディングについて、 <u>金融商品取引法の政令・内閣府令の整備を行うに当たっては、投資者保護のための適切な措置を講じます</u> 。 | 金融庁 | 適格機関投資家等特例業務については、平成26年度中に措置を講じます。 投資型クラウドファンディングについては、平成26年度から27年度前半にかけて検討し、措置を講じます。 |
| 61 | (略) | | |
| 62 | 無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への <u>禁止命令</u> の申立てに係る調査権限等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。 | 金融庁 | 引き続き実施します。 |
| 63 ～67 | (略) | | |
| 67-2 | 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。 ① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ ② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 ③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施 | 消費者庁 消費者委員会 各協良料金等所管省庁 | 一部実施済み ^(注67-2) 。 引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。 |

^(注67-2) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組みの方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会（座長：古城 誠 上智大学法学部教授）による各省庁ヒアリングを実施したため。

68 (略)
～
174

イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|----------------------|--|-------|--|
| 69 ・ 73 ～75 | (略) | | |
| 76 | 消費者庁による「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理及び消費者委員会による「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」を踏まえ、食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行を推進するとともに、いわゆる健康食品に関する「留意事項（法解釈の指針）」を取りまとめ、その周知徹底により表示・広告の適正化を図ります。また、特定保健用食品の審査基準の明確化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。 | 消費者庁 | 施策を一部実施済み ^(注76) 。 引き続き検討します。 |

^(注76) 平成25年7月1日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室を設置予定。

| | | | |
|-------------|--|------|------------|
| 76-2 ～81 | (略) | | |
| 82 | 家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。 | 消費者庁 | 継続的に実施します。 |

83 (略)
～
86-2

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|-------|-------|------|
|------|-------|-------|------|

68 (略)
～
174

イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|----------------------|--|-------|--|
| 69 ・ 73 ～75 | (略) | | |
| 76 | 消費者庁による「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理及び消費者委員会による「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」を踏まえ、食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行を推進するとともに、いわゆる健康食品に関する「留意事項（法解釈の指針）」を取りまとめ、その周知徹底により表示・広告の適正化を図ります。また、特定保健用食品の審査基準の明確化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。 | 消費者庁 | 施策を一部実施済み ^(注76) 。 引き続き検討します。 |

^(注76) 平成25年7月1日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室を設置した。

| | | | |
|-------------|--|------|---|
| 76-2 ～81 | (略) | | |
| 82 | 家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。 | 消費者庁 | 継続的に実施します。 「規制改革実施計画」 ^(注82) で定められた時期を踏まえ、検討します。 |

^(注82) 規制改革会議が平成26年6月13日に行った「規制改革に関する第2次答申」(「家庭用品品質表示の国際整合化」(指定品目及び表示内容の見直し等)を含む)を踏まえ、平成26年6月24日に閣議決定。

83 (略)
～
86-2

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|-------|-------|------|
|------|-------|-------|------|

| | | | |
|------|--|------------------------|---|
| 87 | 消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。 | 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 | 一部実施済み。 「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえた関係省庁による消費者教育の充実は、継続的に実施します。 |
| 87-2 | 消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定します。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。 | 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |

| | |
|-----------|-----|
| 88 ～92 | (略) |
| 175 | (略) |

イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|---|------------------------------------|---|
| 93 | (略) | | |
| 94 | 新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得なが | 消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等 | 一部実施済み ^(注94) 。 継続的に実施します。 |

| | | | |
|------|--|------------------------|---|
| 87 | 消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。 | 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 | 実施済み。 （消費者教育推進会議が取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」は、「消費者教育の推進に関する法律」第9条に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）に反映され、引き続き現在の消費者教育推進会議において課題を検討しているため（施策番号87-2参照）。 |
| 87-2 | 消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定します。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。 | 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 | 一部実施済み ^(注87-2) 。 基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。 |

^(注87-2) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を平成25年6月28日閣議決定。また、平成25年12月から、同基本方針別紙の「今後検討すべき課題」について、消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会（消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）で検討を開始。

| | |
|-----------|-----|
| 88 ～92 | (略) |
| 175 | (略) |

イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|---|------------------------------------|---|
| 93 | (略) | | |
| 94 | 新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得なが | 消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等 | 一部実施済み ^(注94) 。 継続的に実施します。 |

ら、学校における消費者教育に対する支援を行います。

(注94) 平成22年度、平成23年度、平成24年度に担当省庁等において教材等を作成。

| | |
|----|-----|
| 95 | (略) |
|----|-----|

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|--|---------------|---|
| 96 | (略) | | |
| 97 | 教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。 | 消費者庁 文部科学省 | 一部実施済み <small>(注97)</small> 。 継続的に実施します。 |

(注97) 関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催(神戸、東京)。

| | |
|----|-----|
| 98 | (略) |
|----|-----|

エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|----------------|-------|-------|------|
| 99 ～ 107 | (略) | | |
| 176 | (略) | | |

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|-------|-------|------|
| 108 ～ 109 | (略) | | |

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ら、学校における消費者教育に対する支援を行います。

(注94) 平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度に担当省庁等において教材等を作成。

| | |
|----|-----|
| 95 | (略) |
|----|-----|

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|--|---------------|---|
| 96 | (略) | | |
| 97 | 教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。 | 消費者庁 文部科学省 | 一部実施済み <small>(注97)</small> 。 継続的に実施します。 |

(注97) 関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催(札幌、名古屋、千葉)。

| | |
|----|-----|
| 98 | (略) |
|----|-----|

エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|----------------|-------|-------|------|
| 99 ～ 107 | (略) | | |
| 176 | (略) | | |

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|-------|-------|------|
| 108 ～ 109 | (略) | | |

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|--|-------------|---|
| 110 | 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 法務省 | 一部実施済み（注110-1）（注110-2）。 <u>国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について、成立後円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、更に検討します。</u> |

（注110-1）平成24年8月29日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律」が成立（平成24年9月5日公布、平成25年4月1日完全施行）。

（注110-2）平成25年4月19日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を国会に提出済み。

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| 111 | (略) | | |
|-----|-----|--|--|

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|--|-------|---|
| 110 | 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 | 一部実施済み（注110-1）（注110-2）。 <u>消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等について附則に基づく検討を行うなど円滑な施行に向けた必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。景品表示法への課徴金制度の導入に向けて、消費者委員会の答申を踏まえ、事業者の経済活動を委縮させることがないように配慮しつつ、不当表示を実効的に抑止する観点から、対象行為（不実証広告規制に係る表示の取扱いを含む。）や主観的要素の在り方などの賦課要件や算定方法等について制度設計を行います。その際、消費者の被害回復の観点も含めて検討することとし、速やかに法案を国会に提出します。</u> |

（注110-1）平成24年8月29日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律」が成立（平成24年9月5日公布、平成25年4月1日完全施行）。

（注110-2）平成25年12月4日、「消費者裁判手続特例法」が成立（平成25年12月11日公布（平成25年法律第96号）公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）。

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| 111 | (略) | | |
|-----|-----|--|--|

| | | | |
|-----|--|-----|------------|
| 112 | 自殺は、多重債務等の社会的要因も含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものです。そのため、見直し後の「自殺総合対策大綱」に基づき、国、地方公共団体、民間団体で連携して、相談窓口の充実等、総合的な対策の一層の強化を図ります。 | 内閣府 | 継続的に実施します。 |
|-----|--|-----|------------|

イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|-------|-------|------|
| 113 ～ 120 | (略) | | |

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

(1) 地方公共団体への支援・連携

「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を施す等、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|--|---------------|---|
| 121 ・ 122 | ① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。 ② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。 ③ 「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。 ④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方に | 消費者庁 関係省庁等 | ① 継続的に実施します。 ②及び③：引き続き実施します。 ④及び⑤：引き続き検討します。 ⑥継続的に実施します。 |

| | | | |
|-----|---|-----|------------|
| 112 | 自殺は、多重債務等の社会的要因も含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものです。そのため、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、国、地方公共団体、民間団体で連携して、相談窓口の充実等、総合的な対策の一層の強化を図ります。 | 内閣府 | 継続的に実施します。 |
|-----|---|-----|------------|

イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|-------|-------|------|
| 113 ～ 120 | (略) | | |

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

(1) 地方公共団体への支援・連携

「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を施す等、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|--|---------------|--|
| 121 ・ 122 | ① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。 ② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。 ③ 「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。 ④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方に | 消費者庁 関係省庁等 | ① 継続的に実施します。 ②及び③：引き続き実施します。 ④実施済み (「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」を開催し、報告書を取りまとめたため。) ⑤引き続き検討します。 ⑥継続的に実施します。 |

| | | | |
|-------|--|------|--|
| | <p>ついて、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑤ 平成26年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>⑥ <u>基金等の活用期間に関する一般原則による地方公共団体への支援の方針を明示するとともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応を行います。</u></p> | | |
| 122-2 | 消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。 | 消費者庁 | <u>平成26年の通常国会への提出を念頭に、消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて必要な事項について検討を行います。</u> |

| | |
|-----------------|-----|
| 123 ～ 126 | (略) |
|-----------------|-----|

(2) 消費者団体等との連携

消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|--|-------|--|
| 127 | <u>適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置</u> | 消費者庁 | 一部実施済み ^(注127) 。考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。 |

| | | | |
|-------|--|------|---|
| | <p>ついて、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑤ 平成26年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>⑥ <u>地方消費者行政活性化交付金の当初予算化及び基金の活用期間の延長を措置したことを踏まえ、中長期的な検討を実施するため、「地方消費者行政強化作戦」を定め、計画的・安定的な取組の中で、質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備に取り組むとともに、人員・予算の確保に向けた地方の自主的な取組を支援します。</u></p> | | |
| 122-2 | 消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。 | 消費者庁 | <u>一部実施済み^(注122-2)。引き続き、改正消費者安全法の施行に向けて、消費生活相談員の任用要件に係る資格試験等の詳細な制度設計等の必要な事項について検討します。</u> |

^(注122-2) 消費生活相談員の職及び任用要件の法律への位置付け等を内容とする消費者安全法の一部改正を含む、景品表示法等改正等法が成立し、平成26年6月13日に公布された。

| | |
|-----------------|-----|
| 123 ～ 126 | (略) |
|-----------------|-----|

(2) 消費者団体等との連携

消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|--|-------|--|
| 127 | <u>適格消費者団体による差止請求関係業務及び特定適格消費者団体による被害回復業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の適格消費者団体及び特定適格消費者</u> | 消費者庁 | 一部実施済み ^(注127) 。適格消費者団体及び特定適格消費者に対する考えられる支援の |

を講じます。

^(注127) 平成24・25年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。さらに、平成25年度予算においては、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用した「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」のメニューの一つとして適格消費者団体設立の促進を図ることとしている。

| | |
|-----------------|-----|
| 128 ～ 129 | (略) |
|-----------------|-----|

(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進

事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|-------|-------|------|
| 130 ～ 132 | (略) | | |

(4) 行政組織体制の充実・強化

消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|---|-------|--|
| 133 | (略) | | |
| 134 | 消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 | 平成25年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。 |
| 135 ～ 139 | (略) | | |

3 経済社会の発展への対応

(1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進

環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。

団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。

在り方について、引き続き検討します。

^(注127) 平成24・25・26年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。さらに、平成25・26年度予算においては、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用した「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」のメニューの一つとして適格消費者団体設立の促進を図ることとしている。

| | |
|-----------------|-----|
| 128 ～ 129 | (略) |
|-----------------|-----|

(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進

事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|-------|-------|------|
| 130 ～ 132 | (略) | | |

(4) 行政組織体制の充実・強化

消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|---|-------|--|
| 133 | (略) | | |
| 134 | 消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 | 平成26年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。 |
| 135 ～ 139 | (略) | | |

3 経済社会の発展への対応

(1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進

環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|---|--------------|------------|
| 140 | 低炭素社会の構築に向けた国民運動の中で、オフィスや家庭などにおけるCO2削減に向けた具体的な行動を提案し、その行動の実践を広く国民の皆様呼び掛けていきます。 | 環境省 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |
| 141 ～ 143 | (略) | | |
| 144 | ウェブマガジン「リ・スタイル (Re-Style) ^(注144) 」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。 | 環境省 | 継続的に実施します。 |

^(注144) 「リ・スタイル (Re-Style)」とは国民一人一人への3Rに関する身近な取組の普及啓発のため、環境省が発行しているウェブマガジンである。循環型社会形成推進基本計画 (平成20年3月閣議決定) においては、取組指標の目標 (約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用等の意識を持ち、約50%の人たちがこれらについて具体的に行動するようになる。) が設定されているが、「リ・スタイル (Re-Style)」はその目標に貢献する一施策である。

| | | | |
|-----------------|--|-----|------------|
| 145 ～ 151 | (略) | | |
| 152 | 環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。 なお、「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるように、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意します。 | 環境省 | 継続的に実施します。 |

(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応

高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|----------|---|-------------|---|
| 153 ～ | (略) | | |
| 153-2 | インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に | 消費者庁 総務省 | ①実施済み ^(注153-2①) 。 今後の制度の在り方 |

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|--|--------------|------------|
| 140 | 低炭素社会の構築に向けた気候変動キャンペーンの中で、オフィスや家庭などにおけるCO2削減に向けた具体的な行動を提案し、その行動の実践を広く国民の皆様呼び掛けていきます。 | 環境省 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |
| 141 ～ 143 | (略) | | |
| 144 | ウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style) ^(注144) 」を定期的に更新し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。 | 環境省 | 継続的に実施します。 |

^(注144) 「リ・スタイル (Re-Style)」とは国民一人一人への3Rに関する身近な取組の普及啓発のため、環境省が運営しているウェブサイトである。循環型社会形成推進基本計画 (平成25年5月31日閣議決定) においては、取組指標の目標 (約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用等の意識を持つこと。) が設定されているが、「リ・スタイル (Re-Style)」はその目標に貢献する一施策である。

| | | | |
|-----------------|---|-----|------------|
| 145 ～ 151 | (略) | | |
| 152 | 環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。 | 環境省 | 継続的に実施します。 |

(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応

高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|----------|---|-------------|---|
| 153 ～ | (略) | | |
| 153-2 | インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に | 消費者庁 総務省 | ①実施済み ^(注153-2①) 。 今後、制度の見直し |

| | | | |
|-----|--|-------|---|
| 171 | <ul style="list-style-type: none"> 関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ① 決裁代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営 ⑥ 二国間会議、国際連合国際商取引委員会（UNCITRAL）の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方について検討 | 経済産業省 | <p>について継続的に検討します。</p> <p>②実施済み（注153-2②）。 「留意事項」の周知を継続的に実施します。</p> <p>③、⑤、⑥：継続的に実施します。</p> <p>④実施済み（注153-2④）。 今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。</p> |
|-----|--|-------|---|

(注153-2①) 決裁代行業者制度の運用を開始。

(注153-2②) 「インターネット消費者取引に係る公告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。

(注153-2④) 消費者庁越境消費者センター（CCJ）を開設。

| | | | |
|-------|---|-------|------------------------|
| 153-3 | 平成24年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。 | 厚生労働省 | 平成25年度に検討し、26年度に実施します。 |
|-------|---|-------|------------------------|

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| 新規 | | | |
| 154 | (略) | | |

| | | | |
|-----|--|-------|---|
| 171 | <ul style="list-style-type: none"> 関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ① 決裁代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営 ⑥ 二国間会議、国際連合国際商取引委員会（UNCITRAL）の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方について検討 | 経済産業省 | <p>について検討します。</p> <p>②実施済み（注153-2②）。 「留意事項」の周知を継続的に実施します。</p> <p>③、⑤、⑥：継続的に実施します。</p> <p>④実施済み（注153-2④）。 今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。</p> |
|-----|--|-------|---|

(注153-2①) 決裁代行業者制度の運用を開始。

(注153-2②) 「インターネット消費者取引に係る公告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。

(注153-2④) 消費者庁越境消費者センター（CCJ）を開設。

| | | | |
|-------|---|-------|--|
| 153-3 | 平成24年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。 | 厚生労働省 | 一部実施済み（注153-2）。 後段については、引き続き必要な措置を検討・実施します。 |
|-------|---|-------|--|

(注153-3) 美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための措置として、「「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指針等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の改正について」（厚生労働省医政局長通知医政発0927第4号）を平成25年9月27日付けで発出。

| | | | |
|---------|--|-------|---------------|
| 153-3-2 | 美容医療機関等のホームページの表示を適正化するために発出した「「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指針等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の改正について」（平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長通知医政発0927第4号）を周知徹底するとともに、遵守状況を把握します。 | 厚生労働省 | 平成26年度に実施します。 |
| 154 | (略) | | |

| | | | |
|----------|---|---------------------------------------|---|
| ～ 165 | | | |
| 166 | 個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。 | 消費者庁 関係省庁等 | 審議の結果を踏まえ検討に着手します。 |
| 167 | (略) | | |
| 177 | <p>① 情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ（個人に関する情報）のネットワーク上での利用・流通を促進します。</p> <p>② 急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」（平成24年8月）を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>③ パーソナルデータの利活用に当たって、事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。</p> <p>④ オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの方針等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。</p> | 内閣官房 総務省 経済産業省 消費者庁 関係省庁等 | <p>① 「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書（平成25年6月公表）を踏まえ、実施します。</p> <p>② 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン時代の安心安全な利用環境の在り方に関するWG」における検討（平成25年7月を目途に取りまとめを行う予定）も踏まえつつ、継続して実施します。</p> <p>③ IT融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書（平成25年5月公表）を踏まえ、平成25年度から実施します。</p> <p>④ IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を設置して検討を開始し、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づき各施策を関係省庁等が実施します。</p> |

| | | | |
|----------|---|---------------------------------------|---|
| ～ 165 | | | |
| 166 | 個人情報保護法については、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を踏まえた制度の見直しを行います。 | 内閣官房 消費者庁 関係省庁等 | 平成27年通常国会への法案提出を目指し検討します。 |
| 167 | (略) | | |
| 177 | <p>① 情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ（個人に関する情報）のネットワーク上での利用・流通を促進します。</p> <p>② 急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」（S.P.I.）（平成24年8月公表）及びS.P.I.II（平成25年9月公表）並びにこれら提言に係る諸課題を検討する場での議論を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</p> <p>③ 消費者に信頼されるパーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向け、「パーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向けた、消費者向け情報提供・説明の充実のための「評価基準」と「事前相談評価」のあり方について」（平成26年3月公表）に示した、消費者への情報提供・説明を充実させるための「評価基準」の普及、活用の促進に取り組みます。</p> <p>④ オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの方針等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。</p> <p>⑤ 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」に基づき、制度の見直しを行います。</p> | 内閣官房 総務省 経済産業省 消費者庁 関係省庁等 | <p>① 実施済み。（プライバシー保護等に留意しつつ利活用の促進を図るために有用となる匿名化技術に関する調査研究として、実施し終えたため。）</p> <p>② S.P.I.及びS.P.I.II並びにタスクフォースの議論を踏まえ、継続的に実施します。</p> <p>③ 「評価基準」の普及、活用の促進のための取組を、平成26年4月から実施します。</p> <p>④ 実施済み。（平成25年12月、IT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を決定したため。）</p> <p>⑤ 平成26年6月までに法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年通常国会に関連法案の提出を目指します。</p> |

| | |
|----|--|
| 新規 | |
|----|--|

(3) 国際化の進展への対応

国際化の進展に的確に対応します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|-------|-------|------|
| 168 ～ 170 | (略) | | |

| | | | |
|-----|---|-------------------------------------|------------|
| 178 | なりすましECサイト ^(注178) 等による被害の発生及び拡大を防止するために必要な対策を検討・実施します。 | 内閣官房 警察庁 消費者庁 総務省 経済産業省 | 継続的に実施します。 |
|-----|---|-------------------------------------|------------|

^(注178) 正規のEC(電子商取引)サイトの商号やデザイン、商品写真等を無断でコピーしたサイトを作り、代金支払後も購入者へ商品を送らなかつたり、偽ブランド品を送付したりするサイト。

(3) 国際化の進展への対応

国際化の進展に的確に対応します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------------|-------|-------|------|
| 168 ～ 170 | (略) | | |